

第2期洞爺湖町障害福祉計画(素案)

(平成21年度～23年度)

平成21年3月

洞爺湖町

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	3
1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画期間	4
第 2 章	計画の基本的な考え方	5
1	基本理念	5
2	施策の方向	5
3	平成 2 3 年度までの目標	6
第 3 章	指定障害福祉サービス	9
1	指定障害福祉サービスの必要量の見込み	9
2	指定障害福祉サービスの必要量確保の方策と 必要量算出の考え方	10
第 4 章	地域生活支援事業	17
1	地域生活支援事業の実施に関する考え方	17
2	地域生活支援事業の必要量の見込み	18
3	地域生活支援事業の必要量確保の方策と 必要量算出の考え方	20
資料【第 1 期障害福祉計画のサービス見込量と実績】		23
1	障害福祉サービス及び相談支援	23
2	地域生活支援事業	24
3	洞爺湖町障害福祉計画策定委員会設置要綱	25
4	洞爺湖町障害福祉計画策定委員会委員名簿	27

1 計画策定の背景と趣旨

障害者施策として、平成 15 年度より開始された支援費制度は、障害者自らが契約により福祉サービスを利用する制度として導入され、当町としても障害者施策の中心として、障害者の地域での生活を支援する重要な役割を果たしてきました。

しかし、その一方で精神障害者が制度の対象外であったり、サービス提供基盤の差による地域間格差の広がりや急増するサービス需要に対応する安定的な財源が確保されていないなどの状況も指摘されていました。

こうした課題に対応するため、平成 18 年 4 月から「障害者自立支援法」が施行され、障害保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保の 3 つの視点から、従来の障害者関連サービスが新たな体系へと再編され、これらサービスの整備目標と利用促進の環境づくりのため、平成 18 年度に「洞爺湖町障害者基本計画・障害福祉計画（第 1 期）」を策定し、障害福祉サービス等を推進する仕組みづくりに取り組んで来ました。

また、洞爺湖町では、その目指すべきビジョンを示した「洞爺湖町まちづくり総合計画」において「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」を基本目標として掲げており、平成 21 年度から平成 23 年度を計画期間とする第 2 期障害福祉計画計画においてもこれら計画との整合性を図りながら、すべての障害者が安心して地域で暮らせる社会づくりと様々な支援について障害のある人を主体に取り組むことを基本に、後期期間のサービス見込量やその確保方策等について定めることとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものであり、北海道障害福祉計画との整合性を確保しながら策定するものです。

3 計画期間

本計画は、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、平成23年度末の目標を目指す、平成21年度から平成23年度までの3年間の計画です。

	平成（年度）									
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
洞爺湖町 まちづくり総合計画	基本構想（～H28）									
障害者基本計画	第1次計画					第2次計画				
障害福祉計画	第1期計画			第2期計画			第3期計画			
次世代育成支援行動計画	（H17～）前期計画					後期計画				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画			

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての障害者一人ひとりが、ライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害のある人もない人も社会・経済・文化等の幅広い分野にわたってともに活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の「完全参加と平等」を目指し、障害者福祉を推進することを基本理念とした洞爺湖町障害者基本計画・第1期障害福祉計画を継承します。

2 施策の方向

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの施策の方向性を掲げます。

施設入所・入院から地域生活への移行推進

地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等を推進し、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行を支援するサービス等を充実させることにより、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設における雇用の場を拡大するよう努めます。

相談支援体制の整備

障害のある人が適切に障害福祉サービス等を利用し、地域において自立した生活を送ることができるよう相談支援体制の整備を進めます。

3 平成23年度までの目標

旧体系の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、国の基本指針や北海道及び胆振圏域の数値目標との整合性を図りながら、第1期障害福祉計画の実施状況や地域課題等を踏まえて数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

現状と課題

今後、施設や病院から地域生活への移行に加えて、在宅の障害者についても保護者の高齢化に伴いグループホーム等の需要が更に高まると予想されます。

地域生活への移行が可能な人に対して支援するシステムの構築が必要と考えます。

目標と取り組み

平成17年度の施設入所者36人から地域生活への移行が可能な人の状況を勘案し、自立訓練事業や訪問系サービスの充実、また施設入所者の高齢化に対応するためのグループホームなどを確保することにより、9名の地域生活への移行を目標とします。

居住の場として、民間の賃貸住宅等のさまざまな社会資源の活用を図るとともに、相談支援事業者やサービス提供事業者などの関係機関が連携した地域移行支援の体制づくりを進めます。

目 標	指 針 (国 標 準)	計画目標値	
		H17年度時の 現状	平成23年度
施設入所者の地域 生活への移行	現在の入所者の10%以上が 地域生活に移行	36人	27人 (25.0%減)
	施設入所者数を7%以上削減	36人	27人 (25.0%減)

(2) 退院可能な精神障害者の地域生活への移行

現状と課題

当町には精神障害者の退院支援や地域生活支援を行なえる体制が十分に整備されておらず、病院から地域生活への移行を一環して支援する人材の確保や仕組みの構築が必要と考えます。

目標と取り組み

精神障害者の地域生活への移行を推進するため、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」の活用を図るとともに、サービス提供事業者等の関係機関が連携した地域移行支援の体制づくりを目指します。

日中活動や相談支援体制の充実を図ります。

目 標	指 針 (国 標 準)	計 画 目 標 値	
		H17 年度時の 現状	平成 23 年度
退院可能精神障害者の地域生活への移行	退院可能精神障害者数の減少	36人	27人 (25.0%減)

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

現状と課題

福祉施設から一般就労への移行は現在のところ 0 人であり、また、就労移行支援事業等を利用して一般企業に就労できた人もおらず、障害者雇用の環境は以前として厳しい状況にあります。

目標と取り組み

就労移行支援事業等の利用を推進するとともに、雇用関係機関との連携に努め、第 1 期計画同様、福祉施設利用者から 1 名の一般就労移行を目指します。

目 標	指 針 (国 標 準)	計画目標値	
		H17 年度時の 現状	平成 23 年度
福祉施設から一般 就労への移行	福祉施設から一般就労への移 行者数を現在の 4 倍以上	-	1 人

(4) 相談支援体制の整備

町民レベルの情報確保に向けて、情報提供の充実や相談体制の構築に取り組みます。このため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として、平成 19 年度に設置した「洞爺湖町障害者自立支援協議会」を位置づけ、関係機関のネットワーク化や地域の社会資源の充実に取り組みます。

第3章 指定障害福祉サービス

1 指定障害福祉サービスの必要量の見込み

指定障害福祉サービスの必要量については次のように見込みます。

指定障害福祉サービスの必要量見込み (月間ベース)

サービス名		平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問系	居宅介護	210 時間分	210 時間分	215 時間分
	重度訪問介護	0 時間分	0 時間分	0 時間分
	行動援助	10 時間分	10 時間分	15 時間分
	重度障害者等包括支援	0 時間分	0 時間分	0 時間分
日中活動系	生活介護	330 人日分 (15 人分)	440 人日分 (20 人分)	506 人日分 (23 人分)
	自立訓練(機能訓練)	22 人日分 (1 人分)	44 人日分 (2 人分)	66 人日分 (3 人分)
	自立訓練(生活訓練)	22 人日分 (1 人分)	44 人日分 (2 人分)	44 人日分 (2 人分)
	就労移行支援	44 人日分 (2 人分)	66 人日分 (3 人分)	88 人日分 (4 人分)
	就労継続支援(雇用型)	22 人日分 (1 人分)	22 人日分 (1 人分)	44 人日分 (2 人分)
	就労継続支援(非雇用型)	132 人日分 (6 人分)	220 人日分 (10 人分)	286 人日分 (13 人分)
	療養介護	3 人 分	3 人 分	3 人 分
	児童デイサービス	40 人日分 (17 人分)	40 人日分 (17 人分)	40 人日分 (17 人分)
	短期入所	9 人日分 (1 人分)	9 人日分 (1 人分)	9 人日分 (1 人分)
居住系	(旧体系利用)	24 人 分	14 人 分	0 人 分
	共同生活援助・ 共同生活介護	30 人 分	30 人 分	30 人 分
	施設入所支援	10 人 分	20 人 分	27 人 分

2 指定障害福祉サービスの必要量確保の方策と必要量算出の考え方

指定障害福祉サービスの必要量の確保については、第1期計画を継承し、利用者自らが事業者を選択できるような体制を整備することを基本に、指定障害福祉サービスを行う事業者の参入促進等に努めていきます。

(1) 訪問系指定障害福祉サービス

退院可能な精神障害者や施設入所者の地域移行により、障害者が単身で生活を始める例がこれまで以上に増え、居宅介護の需要が急激に増加している現状を踏まえ、退院・所後の生活が円滑にできるように、介護保険担当部局と連携しながら、介護保険制度の指定事業者等に情報提供を行い、多様な事業者の参入を働きかけます。北海道が開催する居宅介護従事者養成研修事業等への積極的な参加を促し、ヘルパーの技術・知識の向上を図ります。

重度障害者等包括支援については計画期間中のニーズは発生しないものと見込んでおり、また、現在のところ指定事業者もいない状況ですが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。

そのほかのサービスについては、引き続き既存の民間事業者等によるサービス提供体制で必要量を確保できる見込みです。

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排泄、食事の介護、調理、洗濯などを行います。

[確保の方策]

町内のふる里の丘訪問介護事業所、ヘルパーステーションあじさいの他、伊達市内8事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

平成20年度の利用者数を基本に、平成18年度からの推移を勘案し、毎年の新規利用者を見込みます。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。

[確保の方策]

町内のふる里の丘訪問介護事業所、ヘルパーステーションあじさいの他、伊達市内3事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

平成18年度からの推移及び今後のニーズなどを勘案し、第1期計画同様、目標年次までのサービスの利用はないものと思われま

行動援助

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する方に介助や外出時の移動に支援などを提供します。

[確保の方策]

伊達市内1事業所の他、管内4事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

第1期計画では利用量は見込んでおりませんでした

重度障害者包括支援

重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

[確保の方策]

現時点では指定事業所はありませんが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。

[必要量算出の考え方]

平成18年度からの推移及び今後のニーズなどを勘案し、第1期計画同様、目標年次までのサービスの利用はないものと思われま

(2) 日中活動系指定障害福祉サービス

障害者自立支援法に基づく新体系への福祉施設の移行進展等に伴い、生活介護サービス量が現に急激に増加しているが、今後はサービス提供事業者の参入促進とサービスの質の確保に努める必要があります。

自立訓練（生活訓練）については現在、指定事業者がいない状況ですが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。

そのほかのサービスについては、既存の民間事業者によるサービス提供体制で必要量を確保できる見込みですが、福祉施設から一般就労への移行者数が現時点でいない状況を踏まえて、一般就労に向けた就労移行支援等の提供体制の整備を進め、住み慣れた自宅等での生活や地域生活への移行、一般就労への移行を支えていく事が課題です。

生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障害者に、日中、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

[確保の方策]

管内3事業所（室蘭市、白老町、苫小牧市）によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

平成20年度の利用者数を基本に、平成18年度からの推移を勘案し、第1期計画時のサービス必要量と同数と見込みます。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。

[確保の方策]

管内1事業所（白老町）によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

平成20年度の利用者数を基本に、平成18年度からの推移を勘案し、第1期計画時のサービス必要量と同数と見込みます。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障害者・精神障害者に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。

[確保の方策]

現時点では指定事業所はありませんが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。

[必要量算出の考え方]

平成20年度の利用者数を基本に、平成18年度からの推移を勘案し、第1期計画時のサービス必要量と同数と見込みます。

就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。

[確保の方策]

室蘭市（共同作業所1箇所）によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

平成20年度の利用者数を基本に、平成18年度からの推移を勘案し、第1期計画時のサービス必要量と同数と見込みます。

就労継続支援（A型＝雇用型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障害者や就労経験のある障害者等に、就労機会の提供を通じ、生活活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するほか、一般就労に必要な知識・能力が高まった方については一般就労への移行に向けて支援します。

就労継続支援（B型＝非雇用型）

就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障害者や一定年齢に達している障害者に、事業所内において就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するほか、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった方については就労への移行に向けて支援します。

[確保の方策]

雇用型（A型）は室蘭市内1法人、非雇用型（B型）は伊達市内1事業所があるほか、管内3事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

平成20年度の利用者数を基本に、平成18年度からの推移を勘案し、第1期計画時のサービス必要量と同数と見込みます。

療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供するほか、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を行います。

[確保の方策]

国立病院機構・八雲病院によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

国立病院機構・八雲病院の利用者数を基礎として算出しますが、現状維持と見込みます。

児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

[確保の方策]

伊達市内1事業所（伊達市・洞爺湖町・豊浦町・壮瞥町での共同利用）によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

利用者人数並びに利用日数とも平成20年度の利用実績から見込んであり、目標年次までは現状維持と見込みます。

短期入所

自宅での介護者が病気等により介護できない場合に、夜間も含めた短期期間、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

[確保の方策]

伊達市内5事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

平成18年度には1名の利用がありましたが、その後は利用者がおりませんでした。新体系移行による利用は今後あるものと考え、平成18年度実績に基づき、

目標年次には9日/1人と想定します。

(3) 居住系指定障害福祉サービス

従来の知的障害者グループホーム6箇所と同じくケアホーム5箇所を、平成20年10月1日より「地域サポートセンターふれんど」に一本化しました。

福祉施設から地域生活への移行並びに居宅からグループホームやケアホームへの移行など、第1期計画目標数値以上に増加が見込まれることから、空き物件等の既存の社会資源の活用を検討するとともに広く情報提供を行い、新規のサービス事業者の参入を働きかけます。

施設入所支援については、現在のところ指定事業者がいない状況ですが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。そのほかのサービスについては、既存の民間事業者等によるサービス提供体制で必要量を確保できる見込みです。

共同生活援助・共同生活介護（グループホーム・ケアホーム）

共同生活援助(グループホーム)では、介護の要らない軽度知的障害者、精神障害者で共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間、共同生活を営むべき住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

共同生活介護(ケアホーム)では、介護を要する重度知的障害者、精神障害者の共同生活の場で、家事等の日常生活上の支援と食事や入浴、排泄等の介護を併せて提供します。

[確保の方策]

町内11事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

直近の利用者を基準に、事業者動向を勘案して新規利用者を見込みます。

施設入所支援

施設に入所している方に夜間や休日、食事や入浴等の介護などを提供します。

[確保の方策]

現時点では指定事業所はありませんが、今後の需要状況等を踏まえながら、サービス事業者の参入・基盤整備等を促していきます。

[必要量算出の考え方]

現時点では利用者はありませんが、新体系への移行を勘案し、利用者を見込みます。

第4章 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が実施主体となり、障害のある人が自立した地域生活を営むことができるように必要な事業を実施します。

必須で行う事業のほかに任意で行う事業があり、今後のニーズ拡大や課題等に応じて、事業内容の拡充や新たな事業の実施について検討していきます。

【必須事業】

相談支援事業

コミュニケーション支援事業

日常生活用具給付等事業

移動支援事業

地域活動支援センター事業

【任意事業】

日中一時支援事業

2 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業の必要量については次のように見込みます。

相談支援事業の必要量見込み

サービス名	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	実施見込箇所数/年	1	1	1
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
在宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有

コミュニケーション支援事業の必要量見込み

サービス名	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	利用見込者数/年	2	2	2

日常生活用具給付等事業の必要量見込み

サービス名	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護訓練支援用具	給付見込件数/年	1	1	1
自立生活支援用具	給付見込件数/年	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付見込件数/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付見込件数/年	2	2	2
排泄管理支援用具	給付見込件数/年	190	190	190
居宅生活動作補助用具	給付見込件数/年	1	1	1

移動支援事業の必要量見込み

サービス名	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	利用見込者数/年	2	2	2
	延利用見込時間/年	3	3	3

地域活動支援センター運営事業の必要量見込み

サービス名	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎的事業	実施見込箇所数/年	1	1	1
	利用見込者数/年	2	3	4
	実利用見込人員/日	2	2	3
機能強化事業	実施見込箇所数/年	0	0	0
	利用見込者数/年	0	0	0
	実利用見込人員/日	0	0	0

その他の選択事業の必要量見込み

サービス名	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	実施見込箇所数/年	3	3	3
	利用見込者数/年	3	3	3
	実利用見込人員/日	1	1	1

3 地域生活支援事業の必要量確保の方策と必要量算出の考え方

地域生活支援事業のサービス提供について、基本的な方策として、民間事業者の参入を促すとともに、必要なサービスの量と質を確保し、利用者がそれぞれのサービスの選択を可能にさせるため、研修事業の実施や事業者間の連絡調整・情報共有を図っていきます。

また、委託先事業者によるサービス提供が円滑に行われるよう、支援します。

(1) 必須事業

相談支援

一般的な相談支援に加え、地域活動支援事業として必要な方へのケアマネジメントなどを行う相談支援事業が市町村の必須事業として位置づけられています。

なお、サービス提供にあたっての考え方としては、身体・知的・精神の3障害に対応した相談体制と、当事者の生活を支援する仕組みの確保や各種制度の利用を支援し、権利擁護を図るものとし、更に地域自立支援協議会を相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉などのシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として位置づけます。

[確保の方策]

身体・知的・精神の3障害に対応した相談体制を確保し、サービス提供事業者などとの連携のもとで相談・支援体制の充実に努めます。また、相談支援体制の充実に向けて、洞爺湖町障害者自立支援協議会を地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として位置づけ、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、地域の関係機関の連携強化に努めます。

コミュニケーション支援

聴覚障害者等のための意思疎通を仲介するための支援で、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳設置事業に区分されます。

[確保の方策]

手話通訳者や要約筆記者の確保に努め、サービスの提供体制の整備を図るとともに、事業の周知を図り、サービスの利用を促進し、円滑なサービス提供に努めます。

[必要量算出の考え方]

現時点の利用者はありませんが、第1期計画を継承し、利用者を見込みます。

日常生活用具給付

重度障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。

[確保の方策]

事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等を行い、需要動向を見ながら財源の確保に努めます。

[必要量算出の考え方]

概ね平成20年度実績で推移するものと見込みます。

移動支援

屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際にヘルパーによる援助を行います。

[確保の方策]

障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。

[必要量算出の考え方]

現時点の利用者はありませんが、第1期計画を継承し、また、近年の社会情勢や事業の周知などを考慮して利用者を見込みます。

地域活動支援センター

障害のある人が通い、創作活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、相談支援などの提供を行い、自立や社会参加の促進を図ります。

[確保の方策]

障害特性に応じた活動内容の充実に努めるため、引き続き清水友愛の里への委託により対応します。

[必要量算出の考え方]

実績から毎年1名ずつ増加と見込みます。

(2) 任意事業

日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

[確保の方策]

伊達市内 2 事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。

[必要量算出の考え方]

概ね平成 2 0 年度実績で推移するものと見込みます。

資料編

第1期障害福祉計画のサービス見込量と実績

1 障害福祉サービス及び相談支援

サービス名		単位	第1期計画見込量				実績		見込
			18年度	19年度	20年度	23年度	18年度	19年度	20年度
訪問系	居宅介護	時間/月	45	50	55	60	33	139	212
	重度訪問介護		0	0	0	0	0	0	0
	行動援助		0	0	0	0	0	53	9
	重度障害者等包括支援		0	0	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	人日/月	22	154	220	506	0	28	100
	自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	22	44	66	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	人日/月	0	22	22	44	0	0	0
	就労移行支援	人日/月	22	22	44	88	0	0	0
	就労継続支援（雇成型）	人日/月	0	0	0	44	0	0	22
	就労継続支援（非雇成型）	人日/月	66	66	132	286	0	0	0
	療養介護	実人数/年	3	3	3	3	3	3	3
	児童デイサービス	人日/月	242	264	264	264	38	40	37
	短期入所	人日/月	66	66	66	66	3	0	0
居住系	（旧体系利用）	実人数/年	30	32	16	0	32	33	34
	共同生活援助・共同生活介護		8	10	11	12	22	23	23
	施設入所支援		0	0	15	27	0	0	0

2 地域生活支援事業

サービス名		単位	第1期計画見込量				実績		見込		
			18年度	19年度	20年度	23年度	18年度	19年度	20年度		
必須事業	相談支援	障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1		
		地域自立支援協議会	箇所数	1	1	1	1	1	1		
		相談支援機能強化事業	箇所数	0	0	0	0	0	0		
		在宅入居等支援事業	箇所数	0	0	0	0	0	0		
		成年後見制度利用支援事業	箇所数	0	1	1	1	0	0	0	
	コミュニケーション支援事業		実人数/年	1	1	2	2	0	0	0	
	日常生活用具	日	介護訓練支援用具	件数/年	1	1	1	1	0	0	0
			自立生活支援用具	件数/年	1	2	2	2	0	0	1
			在宅療養等支援用具	件数/年	2	2	3	3	0	1	0
			情報・意思疎通支援用具	件数/年	1	2	2	2	3	2	2
			排泄管理支援用具	件数/年	24	32	41	41	144	191	185
			居宅生活動作補助用具	件数/年	1	1	1	1	0	0	1
	移動支援事業		箇所数	1	1	1	1	0	0	0	
			実人数/年	1	1	2	2	0	0	0	
			時間/月	1	3	3	3	0	0	0	
	地域活動支援	基礎的事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	
			実人数/年	1	1	1	4	1	1	1	
機能強化事業		箇所数	0	0	0	0	0	0	0		
任意	日中一時支援事業		実人数/年	2	3	3	3	2	2	2	

洞爺湖町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(抜 粋)

(設置及び目的)

第1条 本町における障害者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障害者施策の基本方針となる洞爺湖町障害福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、洞爺湖町障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、障害者福祉について理解、知識のある者及び関係行政機関の代表者等のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員会に町長が指名するコーディネーターを置くことができるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から計画の策定が終了するまでとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、各委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(検討部会)

第7条 計画策定に関し、必要な調査検討を行うため、委員会に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会の委員は、別表に掲げる課等に所属する職員をもって構成する。
- 3 検討部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、総務部健康福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(平19訓令16・平20訓令5・一部改正)

総務部税務財政課、同部住民課、同部健康福祉課健康福祉センター、経済部産業課、同部建設課、同部生活環境課、 教育委員会管理課、教育委員会社会教育課、洞爺総合支所、その他必要と認める者

洞爺湖町障害福祉計画策定委員会委員名簿

（敬称略）

構 成 団 体	役 職	氏 名	備 考
身体障害者洞爺湖町支部	支部長	丸田 良一	
洞爺湖町手をつなぐ育成会	会 長	平山 勝俊	
洞爺湖町知的障害者相談員	相談員	大廣 功	
洞爺湖町身体障害者相談員	相談員	笠井 寛子	
洞爺協会病院（地域医療課）	課 長	郡司 俊夫	
居宅支援事業所 ふる里の丘	マネージャー	山田利良子	
洞爺湖町社会福祉協議会	次 長	猪股 亜樹	
洞爺温泉病院	医療ソーシャルワーカー	池田 笑倫	
知的障害者更生施設 清水友愛の里	支援係長	武川 陽子	
洞爺湖町民生委員児童委員協議会	副会長	小弾正紀江子	
一般公募	（富丘地区）	佐藤 安弘	
一般公募	（温泉地区）	相沢 清孝	

洞爺湖町障害福祉計画（第2期）

平成21年3月

【発行・編集】 洞爺湖町役場 総務部 健康福祉課

【住 所】 〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町5-8番地

【電 話】 0142-74-3001（直通）

【E - mail】 fukushi@town.toyako.hokkaido.jp